

平成25年2月15日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
鈴木邦彦

中医協における「医療機関等の設備投資に関する調査」について

平成元年の消費税導入時より社会保険診療報酬におきましては、消費税が非課税として扱われ、それに伴い生じる控除対象外消費税の問題は、各医療機関にとって大きな負担となり、日本医師会としても毎年の税制要望における最優先事項として、長年その解消に向け積極的に取り組んできた課題であります。

消費税率が平成26年4月より8%、平成27年10月より10%となることに伴い、政府は「社会保障・税一体改革大綱」において、中医協の下に「医療機関等における消費税負担に関する分科会」を設置し、医療機関の消費税負担実態の検証、税率引上げの際の負担軽減策のあり方を検討してまいりました。

分科会の議論の中で、医療機関等における仕入に係る消費税課税の状況把握を行うための調査専門チームを設置し、医療機関等における設備投資に係る消費税負担の状況について、調査票を作成したのち、予備的調査を実施した上で本調査が行われることとなり、平成24年12月19日の中医協において、標記調査の実施が承認されました。

標記調査は、調査対象を全国の病院、一般診療所及び歯科診療所並びに保険調剤を行っている保険薬局とし、それぞれ約1,000施設を無作為に抽出し、高額投資に係る消費税負担の状況を把握し、今後予定されている消費税引上げに対する政策立案のための基礎資料とすることとしております。

調査票の提出期限は平成25年2月25日(月)として、厚生労働省より委託を受けた調査会社(有限責任監査法人 トーマツ)より、順次、対象医療機関等に対してご協力依頼が届いているところでありますが、調査票の発送手続きに時間がかかり、締め切り期限までの期間が非常に短くなっていることから、締め切り期限を3月5日(火)まで延長する旨、対象医療機関等には「はがき」にてご案内申し上げることとなっております。

本調査への回答は各医療機関のご判断によりご対応いただければ結構ですが、医療機関等の消費税問題解決にとって大切な基礎資料となります点をご理解いただき、貴会会員のご協力が得られますよう、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

- ① 「医療機関等の設備投資に関する調査」へのご協力のお願い・調査の概要
- ② 「医療機関等の設備投資に関する調査」ご協力のお願い(開設者・管理者あて)
- ③ 医療機関等の設備投資に関する調査 調査要領
- ④ 医療機関等の設備投資に関する調査 調査票